

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 / 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社アイディライン
 住所 大阪府枚方市黄金野2-5-88
フリガナ 代表者氏名 ミナミ マサオ 代表取締役 南 正夫
 電話番号 072-867-2241
 FAX番号 072-866-2205
 メールアドレス kitano@id-line.biz

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 6 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 4 年 11 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社アイディライン

住 所 大阪府枚方市黄金野2-5-88

代表者氏名 代表取締役 南 正夫

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ミナミ 南 マサオ 正夫	
事業の範囲	水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 ア イ デ ィ ラ イ ン
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 〒573-1145 住所 大阪府枚方市黄金野2-5-88 電話番号 072-867-2241 F AX番号 072-866-2295 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
南 正 夫	第三〇四八九七号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 4 年 4 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	エンビカッター	VC48ED	1	
	金切り機		1	
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切り機	N40A 中目	1	
	ヤスリ		1	
接合用の 機械器具	コーナーレンチ	ACPW350 BSM46	1	
	モンキーレンチ		1	
	トルクレンチ		1	
水圧テスト ポンプ	パイプレンチ		1	
	手動式テストポンプ		1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 11 月 日

申請者

氏名又は名称	株式会社アイディライン
住 所	大阪府枚方市黄金野2-5-88
代表者氏名	代表取締役 南 正夫

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府枚方市黄金野二丁目5-88
株式会社アイディライン

会社法人等番号	1200-01-222841	
商号	株式会社アイディライン	
本店	大阪府枚方市招提平野町11番8号	
	大阪府枚方市黄金野二丁目5-88	令和 1年 9月 2日移転 令和 1年 9月11日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	令和1年7月30日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道施設工事業 2. リフォーム工事業 3. 一般建築業 4. ハウスクリーニング事業及びハウスメンテナンス事業 5. 建築物及び建築設備の維持管理、保守点検、補修及びメンテナンス 6. パンフレット及びチラシの製作、封入及び配布 7. 前各号に附帯関連する一切の事業 	
発行可能株式総数	1万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株	
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、これを譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 南 正 夫	
	大阪府枚方市招提平野町11番8号 代表取締役 南 正 夫	
登記記録に関する事項	設立 令和 1年 7月30日登記	

大阪府枚方市黄金野二丁目5-88
株式会社アイディライン



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

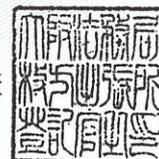
(大阪法務局管轄)

令和 4年10月31日

大阪法務局枚方出張所

登記官

大 谷 邦 彦



株式会社アイディライン

定款

第1章 総則

(商号)

第1条

当社は、株式会社アイディラインと称する。

(目的)

第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道施設工事業
2. リフォーム工事業
3. 一般建築業
4. ハウスクリーニング事業及びハウスメンテナンス事業
5. 建築物及び建築設備の維持管理、保守点検、補修及びメンテナンス
6. パンフレット及びチラシの製作、封入及び配布
7. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条

当社は、本店を大阪府枚方市に置く。

(公告の方法)

第4条

当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条

当社の発行可能株式の総数は、10,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条

当社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、これを譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(株券の不発行)

第7条

当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、会社法施行規則第22条第1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条

当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条

前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条

当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第13条

当会社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

2 株主総会を招集するときには、会日の1週間前までにその通知を当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対して発する。

3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

(議決権の代理行使)

第14条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

3 株主又は代理人は、前項の書面の提出に代えて、法令に定めるところにより当会社の承諾を得て、代理権を証する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(議長)

第15条

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、株主総会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第16条

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第17条

株主総会の議事については、その経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において10年間備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第18条

当社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第19条

当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

2 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを選任する。

3 取締役の選任は、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第20条

取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第21条

当社に取締役を2名以上置くときは、取締役の互選により代表取締役1名を定める。

2 代表取締役は、社長とし、当社を代表する。

3 取締役が1名の場合は、当該取締役を代表取締役社長とする。

(報酬等)

第22条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条

当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第24条

剰余金の配当は、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して発行する株式数等)

第25条

当会社が設立に際して発行する株式数は300株、1株の払込価額は金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金)

第26条

当会社の設立に際して出資される財産の価額は金300万円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は金300万円とする。

(最初の事業年度)

第27条

当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から、令和2年6月末日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第28条

当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 南正夫

設立時代表取締役 南正夫

(発起人の氏名、住所及び設立時に引受ける株式数等)

第29条

発起人の氏名及び住所並びに設立時に引受ける株式数及びこれと引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

住所 大阪府枚方市招提平野町11番8号

氏名 南正夫
300株 金300万円

(法令の準拠)
第30条
本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の関係法令による。

以上、株式会社アイディライン設立の為に、発起人南正夫の定款作成代理人である行政書士 小林章浩は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和元年7月7日

発起人 南正夫

上記発起人1名の定款作成代理人
東京都新宿区北新宿3丁目2番16-1006号
行政書士 小林章浩



本書は原本と相違ないことを証明いたします。
令和4年 11月 1日
株式会社アイディライン
代表取締役 南 正夫



第三〇四八九七号

給装盟事主任技術者免状

本籍 大阪府

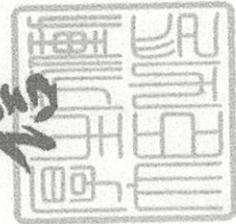
氏名 南 正 夫

昭和五十九年二月五日生

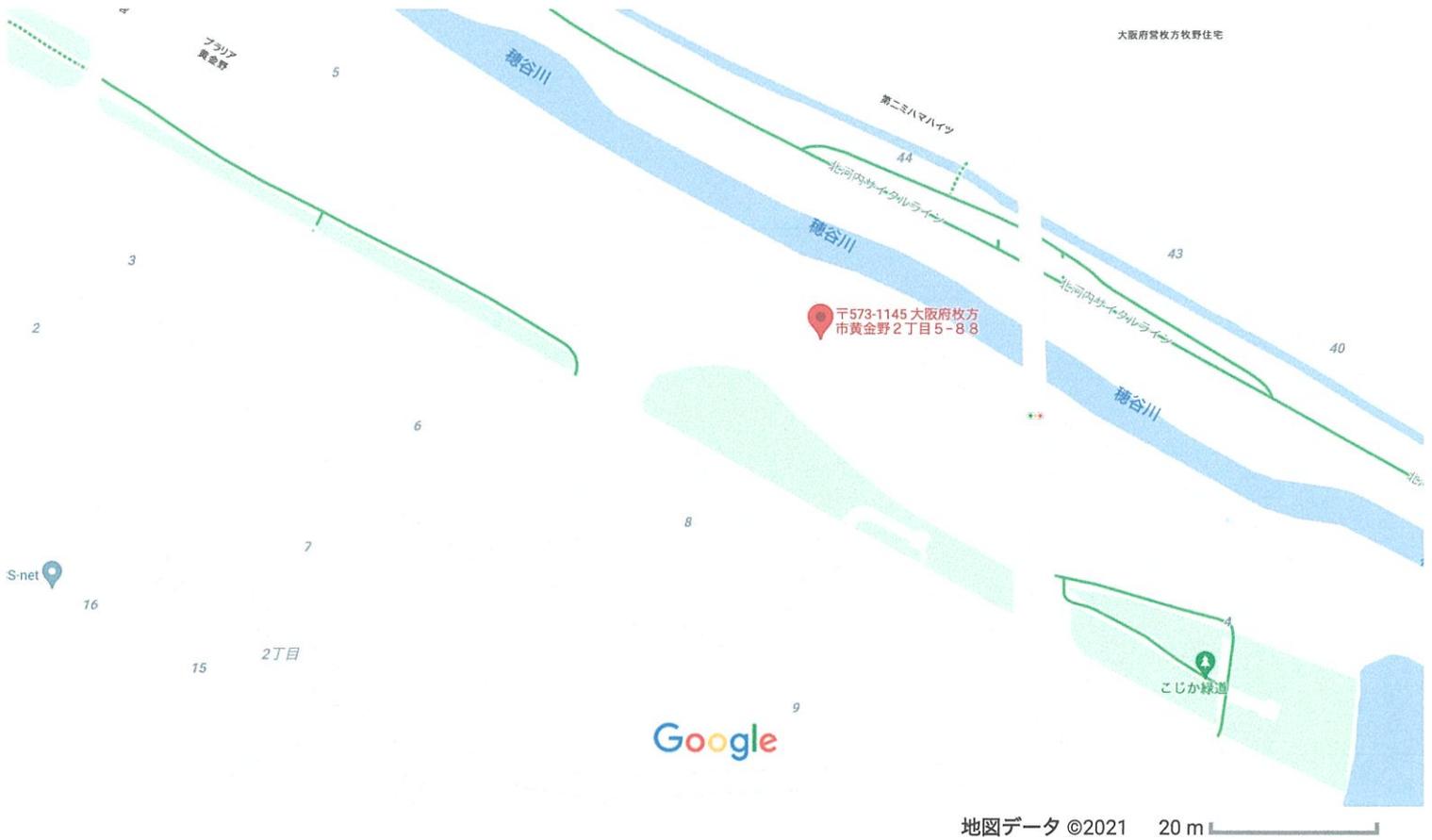
水道法(昭和五十九年法律第百七号)の
規定により給装盟事主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月二十日

厚生労働大臣 加藤勝信

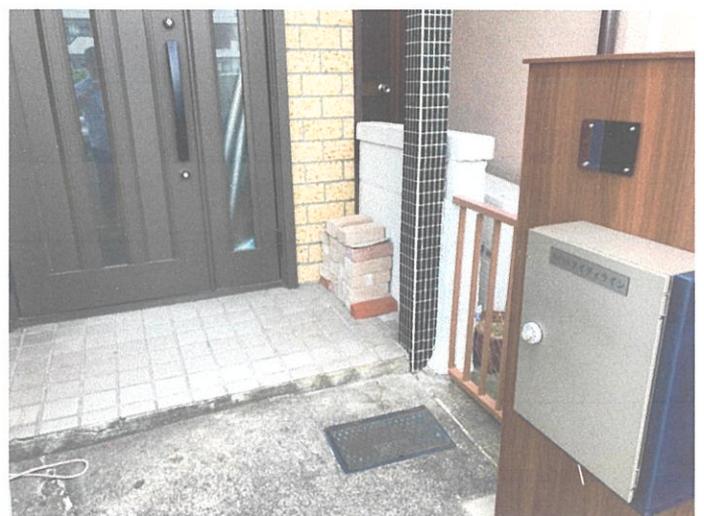


Google 〒573-1145 大阪府枚方市黄金野2丁目5-8 8



〒573-1145 大阪府枚方市黄金野2丁目5-8 8

- 
 ルート・乗換
- 
 保存
- 
 付近を検索
- 
 スマートフォンに送信
- 
 共有



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 / 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 株式会社アイディライン
 住所 大阪府枚方市黄金野2-5-88
^{フリガナ}代表者氏名 ^{ミナモト}代表取締役 南 正夫
 電話番号 072-867-2241
 FAX番号 072-866-2205
 メールアドレス kitano@id-line.biz

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者(選任)解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 6 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和4年 11 月 日

届出者 氏名又は名称 株式会社アイディライン

住 所 大阪府枚方市黄金野2-5-88

代表者氏名 代表取締役 南 正夫

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任・解任の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社アイディライン	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
南 正夫	第三〇四八九七号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇四八九七号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 南 正 夫

昭和五十九年二月五日生

水道法(昭和五十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月二十日

厚生労働大臣 加藤勝信

